

○厚生労働省告示第三百三十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月一日から適用する。

平成二十九年十月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十一 (略)</p> <p>六十二 削除</p> <p>六十三〇七十九 (略)</p> <p>八十 ニボルマブ静脈内投与及びドセタキセル静脈内投与の併用療法 進行再発非小細胞肺がん(ステージがⅢB期、ⅢC期若しくはⅣ期又は術後に再発したものであって、化学療法が行われたものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十一 (略)</p> <p>六十二 切除支援のための気管支鏡下肺マーキング法 微小肺病変(肺悪性腫瘍が疑われ、又は診断のついた定型的な肺葉間以外の切除線の設定が必要なものであり、かつ、術中に同定することが困難と予測され、切除マーキングの確保に注意を要するものに限る。)</p> <p>六十三〇七十九 (略)</p> <p>(新設)</p>